

平成23年度 福島県緊急医師確保修学資金 修学生募集のお知らせ

福島県緊急医師確保修学資金は、県内における医師を確保するため、将来、県内の公的医療機関に医師として勤務しようとする福島県立医科大学医学部の学生に対して貸与するものです。

大学を卒業後2年以内に医師となり、臨床研修終了後に県が指定する公的医療機関において、貸与の種類に応じて県が指定する期間勤務した場合には、資金の返還の債務の全部を免除するほか、勤務の状況に応じて返還の債務の一部を免除します。

※ 平成23年度の募集及び貸与につきましては、東日本大震災により、平成23年4月が休校となったことから、例年より1か月程度事務手続きが遅れますので、御了承願います。

1 貸与対象者

福島県立医科大学医学部に在学する方で、将来県が指定する公的医療機関に医師として勤務する意思のある方。

- 平成23年4月に入学した方及び在学している方が対象となります。
- 他に医師確保を目的とする奨学金を利用している（予定を含む）方は、申請できません。

☆ 県が指定する公的医療機関とは？

- ①国や自治体が設立した医療機関（医科大学附属病院も含む）
- ②日赤、済生会、厚生連、国保、社保などの団体が設立した医療機関など
(詳細：下記参照)

※県は県内の公的な医療機関を県が指定するものであり、貸与者に対して、個別に勤務先を指定するものではありません。

2 貸与額

- ①第一種貸与 月額 235, 000円
 - ②第二種貸与 月額 100, 000円
 - 修学資金月額は平成23年4月分から貸与します。
 - 入学料に相当する額の貸与を希望する方には、福島県立医科大学医学部入学料の額（次の額）を合わせて貸与します。（新入生に限ります）
 - ア 県内出身者 282, 000円
 - イ 県外出身者 846, 000円
-

3 貸与期間

契約に定められた月から大学を卒業する日の属する月までの間、毎月1月分ずつ貸与します。（正規の修業期間に限ります）

ただし、入学料に相当する額は、修学資金月額の初回貸与時にのみ加算して貸与します。（ただし、初回貸与は、4～7月分を併せて7月になります）

4 募集人員

- ①第一種貸与 20名程度
 - ②第二種貸与 25名程度
-

5 申請手続き等

修学資金の貸与を希望する方は、下記により福島県立医科大学学生課を通して福島県総務部公立大学法人室まで必要書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 福島県緊急医師確保修学資金貸与申請書（様式第1号）
 - 申請には2名の保証人が必要です。
一人は修学資金の貸与を受けようとする者の親族
(貸与を受けようとする者が未成年者の場合は親権者、未成年後見人
又はこれに代わる者と知事が認めた者)
その他一人は成年者であって独立の生計を営み、修学資金を返還できる資力を有する者

- 入学料に相当する額の貸与を希望される方は、支払った入学料の額が確認できる書類（領収書の写し等）を添付してください。
 - 第一種と第二種は併願可能です（両方の種類にチェックをつけて下さい）。第一種を優先して選考いたします。
- ② 福島県立医科大学医学部長の推薦調書（様式第2号）
- ③ 戸籍抄本
- ④ 生計を一にする家族全員の収入を証明する市町村長発行の所得証明書（直近年度のもの）
- 必ず学生以外の家族全員の所得証明書を添付してください。
(所得の無い方の分についても添付してください)
 - 所得証明書は市町村長が発行するものに限ります。
- ⑤ レポート(A4横書：別紙記載のとおり)
- 次の項目について記載してください。
 - ア 地域医療に対するあなたの考え方
 - イ 将来どのような医師になりたいか
 - ウ (新入生を除く在学生の方のみ)後期研修をどこで受けるつもりか、及び後期研修終了後はどこで勤務するつもりか
 - アとイの合計で800字程度を目安とします。
 - 別葉にする必要はありませんが、ア・イ・ウは分けて記載してください。
 - レポートの余白に氏名を記入してください。
-

6 貸与の決定

申請内容を審査し、書類選考後、必要に応じて面接を行い、貸与者を決定したうえで、その結果を申請者に通知します。（通知は平成23年6月下旬を予定しています）

7 返還の免除

県が指定する公的医療機関において、第一種貸与者については9年間(※)、第二種貸与者については6年間(※)勤務することにより、修学資金の返還債務を免除します。(※入学時から貸与を受けた場合)

ただし、臨床研修は勤務には含まれません。

また、勤務の状況に応じて返還債務の一部を免除します。

8 申請書等提出期限

平成23年5月25日（水）まで、福島県立医科大学学生課へ必要書類を提出してください。

9 修学資金の問合せ先

福島県 総務部文書管財総室 公立大学法人室

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

TEL 024-521-7092

FAX 024-521-7903

E-mail daigakuhoujin@pref.fukushima.jp

- 県が指定する公的医療機関（平成23年4月1日現在）
 - 一 国や自治体が設立した医療機関
 - 二 福島県立医科大学に置かれた医療機関
 - 三 独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関
 - 四 独立行政法人労働者健康福祉機構が設置する医療機関
 - 五 福島県厚生農業協同組合連合会が設置する医療機関
 - 六 社会福祉法人恩賜財団済生会が設置する医療機関
 - 七 日本赤十字社が設置する医療機関
 - 八 国民健康保険組合が設置する医療機関
 - 九 国が設置し、社団法人全国社会保険協会連合会（昭和二十七年十二月十七日に社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をいう。）が運営を行う医療機関

(別紙)

福島県緊急医師確保修学資金貸与申請用レポート
(氏名)

ア 地域医療に対する考え方

イ 将来どのような医師になりたいか

ウ (新入生を除く在学生の方のみ)後期研修及び後期研修終了後についての現在の考え方(研修先、勤務箇所など)